

## 宮城県美術館ボランティア活動実施要綱

### (目的)

第1 この実施要綱は、ボランティア活動を通じて宮城県美術館が地域に開かれた美術館として、県民の芸術文化の拠点となり、県民の生涯学習の一環として活動の場を提供し、県民参加により美術館活動の活性化と美術文化の振興を図ることを目的とする。

### (活動内容)

第2 宮城県美術館ボランティア（以下「ミュージアムサポーター」という。）の活動の内容は、次に掲げるものとする。

#### (1) キッズスタジオサポーター

キッズスタジオを中心に展開する子どもたちの活動補助及び創作室で実施するプログラムの活動補助等。

#### (2) フレキシブルサポーター

広報物等資料の発送作業補助、講座・講演会の設営、受付、誘導補助、屋外彫刻清掃補助、その他館内で生じる活動補助等。

### (対象者)

第3 ミュージアムサポーターの対象者は、次のとおりとする。

- (1) 満18歳以上で、宮城県美術館の活動に関心があり、自発的に活動する意欲のある者。
- (2) 美術館が定めた日に活動が可能である者。
- (3) 法令を遵守する者。
- (4) 本要綱を遵守する者。
- (5) その他、別途募集要項で示す参加要件を満たす者であること。

### (募集)

第4 ミュージアムサポーターの募集については、別に募集要項を定めるものとする。

### (登録)

第5 ミュージアムサポーターは、登録制とする。

- (1) 登録期間は4月から翌年3月までの1年間とし、登録に係る手続きは毎年3月に行う。  
(更新の年限は最長6年とする。)

- (2) ミュージアムサポーターが宮城県美術館の業務に支障のある行為を行った場合には、館長は登録を取り消すことができる。

### (活動期間・活動日等)

第6 ミュージアムサポーターの活動期間は、年度内の4月から3月までとする。

- (1) 活動日については、美術館が定めた日とする。
- (2) ミュージアムサポーターは、活動中は宮城県美術館が準備する名札をつけるものとする。

### (個人情報の保護)

第7 ミュージアムサポーターは、活動中に知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。登録期間終了後も同様とする。

(その他)

第8 ミュージアムサポーターの活動は無償とし、交通費、昼食代などはすべて自己負担とする。

2 ミュージアムサポーターの待遇は、次のとおりとする。

(1)活動期間中におけるボランティア保険の適用。(費用は美術館側で負担。)

(2)ボランティア活動日における所蔵品(常設)展の観覧料の免除。(名札の提示が必要。)

3 この実施要綱に定めるもののほか、ミュージアムサポーターの活動に関する必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この実施要綱は、平成23年8月1日から施行する。

#### 附 則

この実施要綱は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則

この実施要綱は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則

この実施要綱は、平成31年3月1日から施行する。

#### 附 則

この実施要綱は、令和8年2月1日から施行する。